

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1
が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し
を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 8月 4日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉 田 智 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 8月20日 午前 9時00分から 令和 7年 8月26日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年 8月29日 午前10時00分 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年 9月18日 午後 3時00分 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年 9月 2日 午前 9時00分から 令和 7年 9月 2日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 8月 4日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 広島市中区広瀬町3番地6

建物の名称 リバーサイド広瀬

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 広瀬町3番6の1001

種 類 居宅

構 造 鉄骨・鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 10階部分 104.93平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 広島市中区広瀬町3番6

地 目 宅地

地 積 1347.33平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 33万8879分の10493



物 件 明 細 書

令和 7年 5月19日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉 田 智 美

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者（共有者ら）が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 広島市中区広瀬町3番地6

建物の名称 リバーサイド広瀬

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 広瀬町3番6の1001

種 類 居宅

構 造 鉄骨・鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 10階部分 104.93平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 広島市中区広瀬町3番6

地 目 宅地

地 積 1347.33平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 33万8879分の10493



令和 7 年(ㄱ)第 1 1 号
令和 7 年 2月18日受理
令和 7 年 4月**24**日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 世 良 教 生

(注) チェック項目中の調査結果は、「☐」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 広島市中区広瀬町 3 番地 6

建物の名称 リバーサイド広瀬

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 広瀬町 3 番 6 の 1 0 0 1

種 類 居宅

構 造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 1 0 階部分 1 0 4 . 9 3 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 広島市中区広瀬町 3 番 6

地 目 宅地

地 積 1 3 4 7 . 3 3 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 3 3 万 8 8 7 9 分の 1 0 4 9 3

共有者 A 持分 5 分の 3

共有者 B 持分 5 分の 2



不動産の表示	『物件目録』のとおり	
住居表示	広島市中区広瀬町3番7-1001号	
建物	物件 1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 (A、B) ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	☒ 次のとおり 管理費 13,600円 修繕積立金 8,900円 駐車料金 6,500円	令和7年2月28日現在 ☒ 滞納はない ☐ 滞納がある 令和 年 月分～令和 年 月分 金 円 (遅延損害金 円を含む) 損害金率 年利 % ☐ 不明
管理費等照会先	株式会社合人社計画研究所	
その他の事項		
敷地権	符号 1	
現況地目	☒ 宅地 (符号 1) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)	
形状	☒ 公図 (法第14条第1項地図) のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号 1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)	
その他の事項	符号1の土地は、その西側及び東側が各道路 (いずれも広島市道) に接面している (12番の土地は建設省所有名義、10番の土地は広島市所有名義)。	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ A (債務者会社代表者 兼所有者)	1 本件建物の共有者であるBは私の妻で、本件建物には、私達夫婦が居住しており、第三者に貸したりはしていません。 2 本件建物は、昭和63年から居住しているので、不具合箇所があり、トイレ（添付写真6のトイレ）の水が流れないので、そのトイレ内の手洗いの貯めた水で流したり、その隣のトイレ（添付写真5のトイレ）も元栓を止めないと水が止まらなくなっています。 3 本件建物には、屋根裏物置があり、その中に物を置っていますが、当分の間、出入りしたことがなく、この屋根裏物置の入り口付近に物を置いているので、この屋根裏物置に入ることはできません（添付写真9参照）。 4 本件競売事件について、私は、現在、弁護士に依頼して申立債権者の株式会社広島銀行の主張している期限の利益喪失等について、争う予定であり、本件競売手続の停止申立等を検討しています。もし、本件競売手続で売却された場合、本件建物からの立ち退きは絶対しないつもりであり、私達夫婦が本件建物から飛び降りるくらいの覚悟です。

執行官の意見	
☒ 1 本件建物等の状況は、別紙土地建物位置関係図、建物間取図及び写真等のとおりであり、本件建物内には、関係人の陳述どおりの占有が認められた。 なお、本件建物の屋根裏物置については、関係人の陳述どおりで、立ち入ることができなかった。 2 別紙土地建物位置関係図に記載されている「隣家」とは、下記の建物であり、登記簿上、本件マンションの団地共用部分の記載がある。 記 所 在 広島市中区広瀬町3番地6 家屋番号 3番6の1 種 類 車庫、機械室 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 床 面 積 145.67㎡ 以 上	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

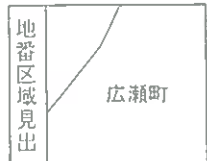
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7 年 2 月 1 9 日 () 12 : 10 - 12 : 25	広島法務局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
7 年 2 月 2 1 日 () 11 : 10 - 11 : 35	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
7 年 2 月 2 1 日 ()	当庁	滞納管理費等照会書送付 (返送用切手 1 1 0 円同 封)
7 年 2 月 2 5 日 () 12 : 10 - 12 : 13	当庁	A に架電。占有関係等調査
7 年 3 月 6 日 () 12 : 50 - 12 : 52	当庁	A に架電。調査日時通知
7 年 3 月 1 9 日 () 10 : 55 - 11 : 30	物件所在地	A と面談。占有関係・間取調査等、写真撮影 (評 価人同行)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入 った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



+25599.778

(座標値種別 測量成果)



請求部分	所在地	広島市中区広瀬町					地番	3番6		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系又は記号	III	分類	地図(法第14条第1項)		種類	街区基本調査成果図
作成年月日	平成19年8月				備付年月日(原図)	平成21年1月19日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年2月19日
広島法務局

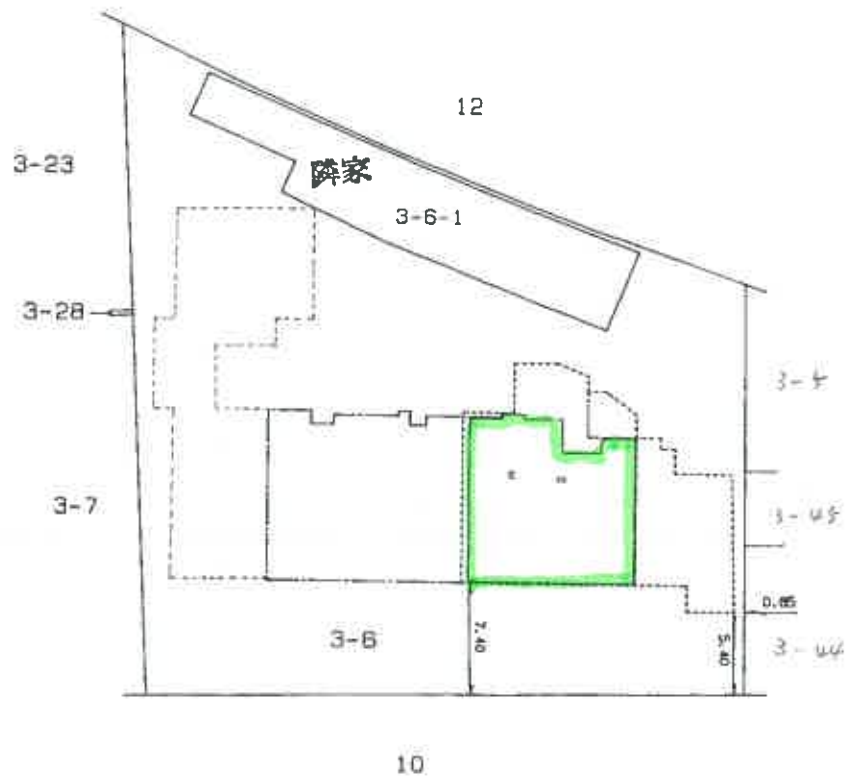
請求番号：23-1
(1/1)

登記官

(5 枚目)

公用

土地建物位置関係図



写真撮影位置・方向
数字は写真番号

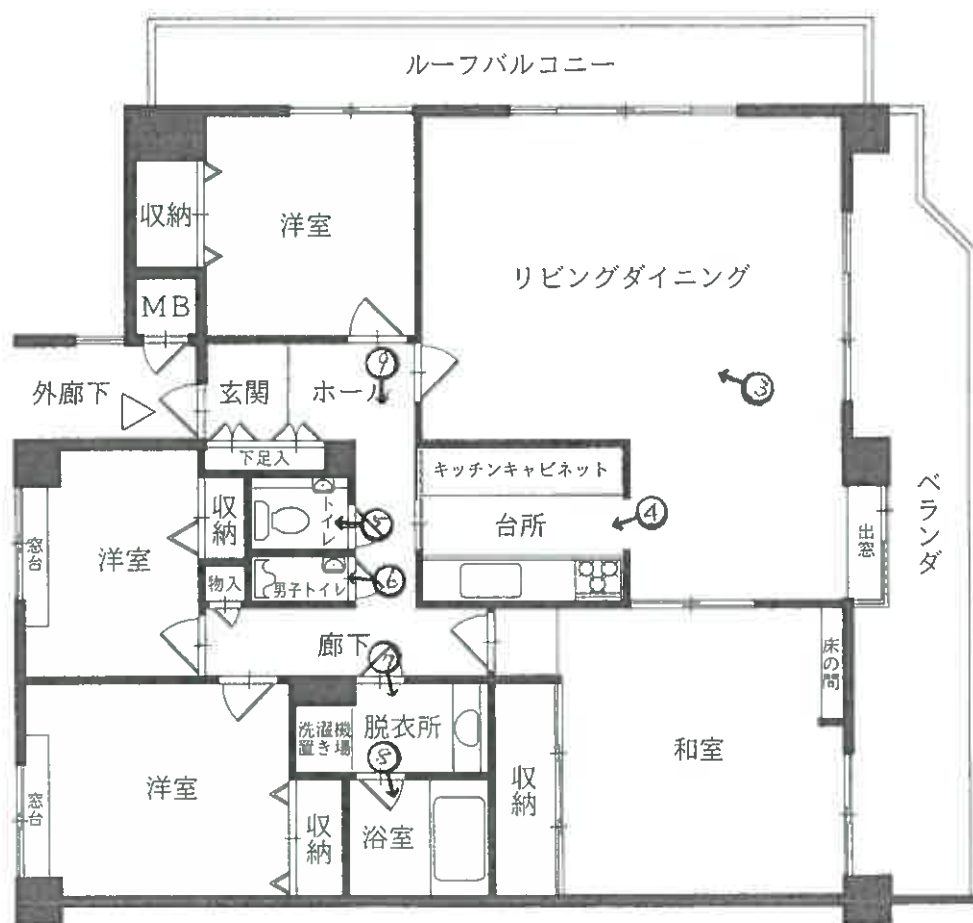
建物の存する部分 10 階

※ この土地建物位置関係図は、公図、建物図面等を基に作成したものにすぎず、正確な形状や境界を保証するものではない。

建物間取図



事件番号 令和7年(ケ)第11号



↑ 写真撮影位置・方向
数字は写真番号

S ≒ 1 / 100

写真1

本件マンション



写真2

本件マンション



写真3 (本件建物内)



写真4 (本件建物内)



写真5 (本件建物内)



写真6 (本件建物内)



写真7 (本件建物内)



写真8 (本件建物内)



写真9 (本件建物内)

屋根裏物置への入り口



令和 7 年（ケ）第 11 号
令和 7 年 3 月 19 日 現地調査
令和 7 年 4 月 23 日 評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

西野 誠 印

第1 評価額

番号	評価額
物件1	金 19,677,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 地 番 号 広島市中区広瀬町3番地6 建 物 の 名 称 リバーサイド広瀬 (専有部分の建物の表示) 家 屋 番 号 広瀬町3番6の1001 種 類 居 宅 構 造 鉄骨・鉄筋コンクリート造1階建 床 面 積 10階部分 104.93㎡ (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 1 所在及び地番 広島市中区広瀬町3番6 地 目 宅地 地 積 1,347.33㎡ (敷地権の表示) 土地の符号 1 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 33万8879分の10493		同左
番号	特 記 事 項		
	・ 上記のほか、本件マンションの団地共用部分が存在する。 詳細は下記の通り。 所 在: 広島市中区広瀬町3番地6 家屋番号: 3番6の1 種 類: 車庫・機械室 構 造: 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 床 面 積: 145.67㎡		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1(土地の符号1))

位 置 ・ 交 通	JR山陽本線「横川」駅の南西方・直線距離約1.1km (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は、併用住宅、共同住宅、戸建住宅等が建ち並ぶ混在地域		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第2種住居地域 60% 300% 準防火地域 広島駐車場整備地区、居住誘導区域 広島市都心住居地域地区計画 景観計画重点地区、宅地造成等工事規制区域 高次都市機能誘導区域(都心型)	
画 地 条 件	規模	1,347.33 m ²	間口 約 38 m 奥行最大 約 43.5 m 形状 ほぼ台形 接面状況 二方路面地 その他 ほぼ平坦地
接面道路の状況	東側 約8m 舗装市道 高低差 ほぼ等高 西側 約15m 舗装市道 高低差 画地が約0～2.5m低い ※ 東側及び西側市道は、広島市中区役所建築課にて、建築基準法上の道路(法42条1項1号「道路法道路」)である旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。		
土地の利用状況等	現状は対象物件を含む一棟の建物及び3番6の1の建物が存する。 隣地は併用住宅、一般住宅、駐車場等。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり あり ※ ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業(簡易水道含む)及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり あり ※ ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり あり ※ ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特 記 事 項	・ 自然災害について 高潮浸水想定図・津波浸水想定図・洪水浸水想定区域図・内水浸水想定区域図によると、対象土地は浸水被害が想定される区域内に所在する。		

2 建物の概況

(1)一棟の建物の概要

マンション名	リバーサイド広瀬
建物の用途	共同住宅（総戸数 47 戸）
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載): 昭和63年8月20日新築 経過年数: 約 37 年 経済的残存耐用年数: 約 5 年
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根10階建
仕様	屋根: 亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根 外壁: タイル、吹付タイル等 その他: -
設備等	エレベーター: 有 駐車場: 有(敷地内47台) その他: -
建物の品等	使用資材 普通 施工 普通
管理の形態等	管理組合: 有 名称: リバーサイド広瀬管理組合 法人格 無 管理方式: 委託管理 管理会社: 株式会社合人社計画研究所 管理形態: 管理人 有 管理人室 有 管理状況 日勤(平日の月から金曜日の8:30~15:30)
管理の状況	普通
特記事項	・ 有害物質の使用について 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・ 物理的状況について 建築後約37年経過した建物であり、全体的に老朽化が見られる。

(2)専有部分の概要

構 造	鉄骨・鉄筋コンクリート造1階建
位 置	10 階 (1001 号室) 主要開口部の方位: 添付建物間取図のとおり
床 面 積	104.93 m ² (登記面積)
間 取 り	4LDK (添付建物間取図のとおり)
仕 様	天 井 : クロス貼、敷目天井等 床 : フローリング、カーペット、畳等 内 壁 : クロス貼等 設 備 : 電気・給排水・衛生等 そ の 他 : -
保守管理の状態	普通
管 理 費 等	管 理 費 : 13,600 円(月額) 修 繕 積 立 金 : 8,900 円(月額) 駐 車 場 使 用 料 : 6,500 円(月額) 滞 納 額 : 無 (2025年1月31日時点)
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・ 建物に付属する各種設備については、動作確認までは出来ないため、 使用可能か否かについては不明である。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

建物価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

(1)建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	専有面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ
400,000	104.93	0.11	4,617,000

ア 再調達原価：共用部分も考慮した、専有面積（登記面積）当りの単価とする。

イ 専有面積：登記面積による。

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
約37年	約5年	約42年

残価率	観察減価
0%	5%

現価率＝〔残価率＋（1－残価率）×（経済的残存耐用年数÷経済的全耐用年数）〕
×（100％－観察減価）＝ 0.11

(2) 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
442,000	1.02	1,347.33	1.00	0.030964	18,808,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員8m舗装市道に略等高接面する地積約1300㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格(広島中-7)

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
363,000	$\frac{101}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{83}$	442,000

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標 準 化 補 正 : 必要なし。

◇ 地 域 格 差 : 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差:

二方路	1.02
相乗積	1.02

※ 個別格差で補正を行っていない要因については、地域格差で考慮している。

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 共有持分割合:

a	b	a÷b=c	権利割合(d)	オ(c×d)
10493	338879	0.0309639	1.00	0.030964

(3)積算価格(敷地権付建物の価格)

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	価格補正 ウ	個別格差 エ	占有減 価修正 オ	積算価格 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
4,617,000	18,808,000	1.00	1.05	1.00	24,596,000

ウ 価格補正 : 必要なし。

エ 個別格差(階層・位置・品等程度):

階層別格差	1.02
位置別格差	1.03
タイプ別格差	1.00
その他格差	1.00
相乗積	1.05

オ 占有減価修正 : 必要なし。

2 評価額の判定

積算価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価を考慮して評価額を求めた。

積算価格 (円) ア	市場性 修正 イ	競売市場 修正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	評価額 (円) ア×イ×ウ×エ
24,596,000	1.00	0.80	1.00	19,677,000

イ 市場性修正 : 必要なし。

ウ 競売市場修正 : 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価 : 必要なし。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格(広島中-7)

所 在 : 広島市中区広瀬町5番20、「広瀬町5-27」
価 格 : 363,000円/㎡
位 置 : JR山陽本線「広島」駅 西方 道路距離約3.1kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 189㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接 面 街 路 : 北側8m市道
用 途 指 定 等 : 第2種住居地域(建蔽率 60%、容積率300%) 準防火地域
地 域 の 概 要 : 共同住宅、一般住宅、店舗等が混在する住宅地域

2 固定資産税評価額(令和6年度)

建物 7,230,854 円(1㎡当たり 57,179 円、課税床面積 126.46㎡)
土地 289,415,915 円(1㎡当たり 214,807 円、課税地積 1,347.33㎡)
符号1

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

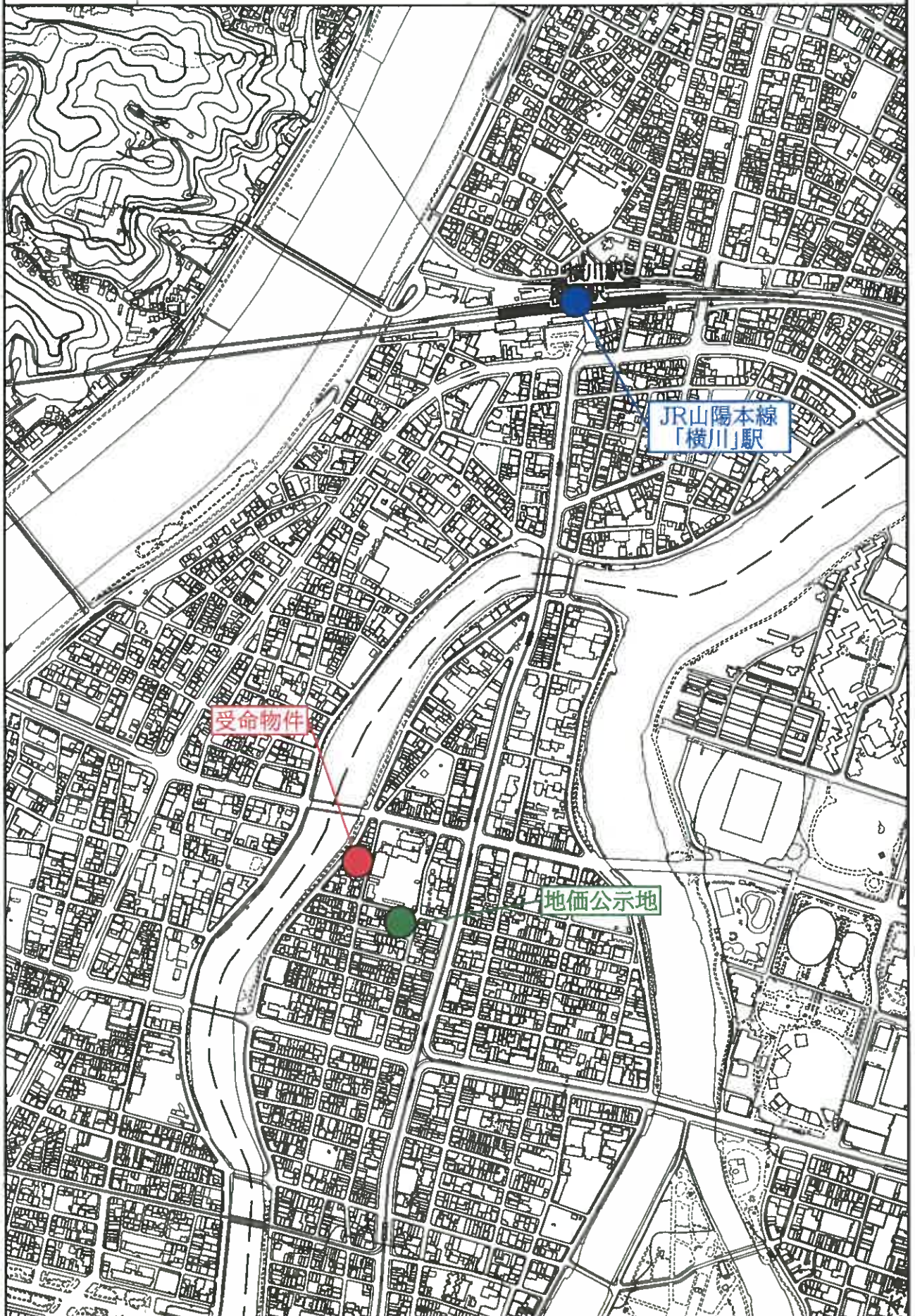
- 受命物件の位置図(国土地理院「基盤地図」縮尺1/10000)
- 公図写し(法務局備付)
- 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 建物間取図(見取図)

以上

位置図



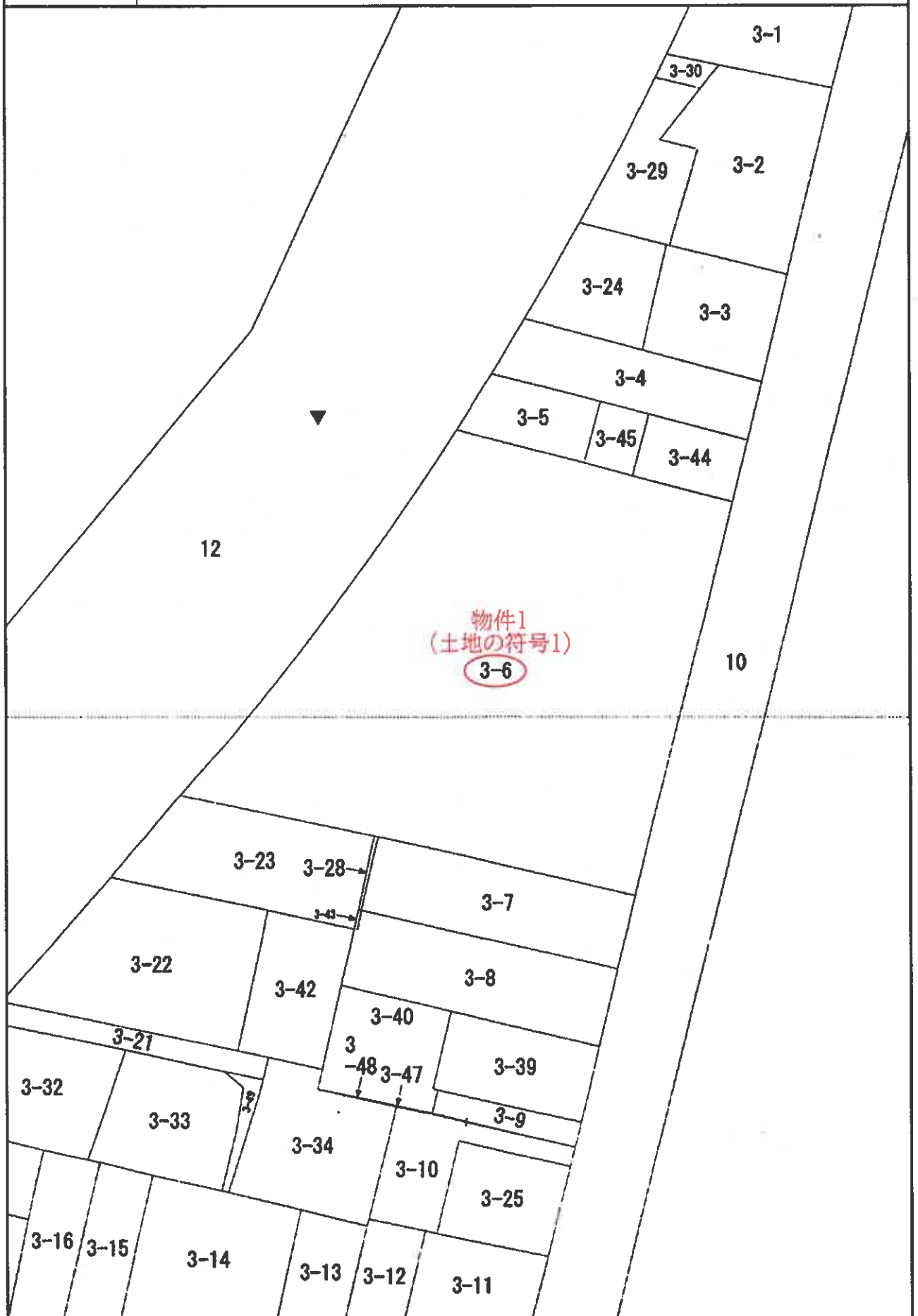
事件番号 令和7年(ケ)第11号



公図写



事件番号 令和7年(ケ)第11号



建 筑 物 圖 面 圖

建築物の所在

物件1
(専有部分)

物体1
(重有部分)

10.70 X	2.18 =	23.1120
11.01 X	1.47 =	16.1847
10.70 X	2.37 =	25.3580
8.55 X	2.50 =	21.3750
8.50 X	2.02 =	18.1900
-0.31 X	0.48 =	-0.1488
-0.45 X	0.31 =	-0.1395

合計	104.9324
床面積	104.93 m ²

建物図面・各階平面図写
B4をA4に縮小

抽尺! 500

建物間取図



事件番号 令和7年(ケ)第11号

